

令和7年第5回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和7年10月6日(月) 14時00分

○招集場所 見附市役所 5階委員会室

○会議に付した議件

議第45号 専決処分について(学校医の委嘱について)

議第46号 見附市延長保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第47号 見附市放課後児童クラブ利用料負担軽減事業補助金交付要領の制定について

○出席者(5名)

教 育 長	渡 邊 茂 夫
委 員	小 林 弘 武
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 木 可 奈 子
委 員	武 田 信 一

○事務局出席者(8名)

教育部長兼教育総務課長	近 藤 芳 生
学校教育課長	遠 藤 哲 也
こども課長	早 川 雅 美
主幹兼こども課長補佐	橘 和 紀
教育総務課長補佐	武 石 明 彦

学校教育課長補佐 宮 田 雅 仁

こども課長補佐 矢 澤 明 美

副主幹兼総務管理係長 山 谷 一 憲

14時00分 開会

教 育 長

これより、令和7年第5回見附市教育委員会定例会を開きます。

現在の出席者5人全員であります。

教 育 長

日程第1、議事録署名委員の指名をおこないます。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小倉委員を指名します。

教 育 長

日程第2、報告1「9月市議会定例会一般質問について」を教育部長より報告願います。

教育部長

報告事項1「9月市議会定例会一般質問について」ご報告いたします。

今回の一般質問の通告で教育委員会関連のものとしましては、信賀議員、樺澤議員、エラヒ議員、小坂井議員、五十嵐議員の5名から質問がありました。その概要について報告いたします。

まず、信賀議員から「みつけJobチャレ教育について」と「わくわく体験塾について」質問がありました。

「みつけJobチャレ教育」の今後の展望については、Jobチャレ教育は社会構造が急激に変化し、何が最適解なのか見えづらい世の中になっているこれからの時代を子どもたちが、たくましく生きていく「生きる力」を身に付けていくことを目指しており、それぞれの学校で進めてきた取組を整理し、特色を生かした教育活動として教育課程に位置付けていくように指導していく予定であると答弁しました。

また、「わくわく体験塾」を発展させるための課題については、子どもたちがわくわく、どきどきする感動体験を得られる講座を継続して開設できるよう、講座開設者に

とっても参加者にとっても良かったと感じ、参加者の知的欲求を刺激するような様々な講座がさらに開設されるよう市全体にお願いしていきたいと答弁しました。

次に、樺澤議員から「部活動地域移行と公共施設の修繕等について」質問がありました。

中学校部活動の地域展開における認定団体の活動拠点の整理や効率化については、中学校の学校施設やスポーツ施設を主な活動場所として想定しており、一般の団体より優先して利用可能となるよう優先順位の見直しをおこなっていることと、公共施設予約システムの更新に合わせて予約等の効率化が図られる予定であること、活動費用の補助等については、各家庭から一定程度の負担をいただく必要はあると考えているが、やりたい活動をできるだけ選択できるよう経済的に困難な家庭についてはしっかりと検討していくと答弁しました。

また、休日の部活動に従事することを希望する教職員については、学校運営に支障が出たり心身の健康に影響が出ないように、校長の意見を聞いて教育委員会として判断することを答弁しました。

次に、エラヒ議員から「外国人労働者の就労実態について」質問がありました。

日本語を母国語とせず日本語指導が必要な児童生徒への支援体制については、就学・就園する際に、教育委員会と学校や保育園において児童生徒等と保護者とコミュニケーションをとりながら必要な対応について確認しており、児童生徒等の国の文化や習慣についても事前に受け入れる学級に指導と合わせて安心して生活を送ることができる環境を整えていると答弁いたしました。

次に、小坂井議員から「学校給食費無償化の動きについて」質問がありました。

給食費無償化の動きについては、現時点では国から制度についての説明が無いため、どのような内容になるのか詳細は不明であるが、小学校だけでなく中学校の保護者世帯についても同様の支援を行うことが望ましいと考えていることと、学校給食におい

て、子どもの権利を守ることは「給食を通じた食に関する理解や判断力の育成」を実現することであり、そのために経済的困窮による給食費の支払いが困難な世帯に対する負担軽減を行うことは必要であるが、全ての世帯を対象とした給食費無償化は子育て支援としての施策であり、目的が異なると考えていると答弁しました。

また、学校事務の軽減のため、給食費の公会計化を令和8年度実施に向け準備を進めていると答弁しました。

最後に、五十嵐議員から「第5次総合計画の検証と次期総合計画について」質問がありました。

子育て支援策の検証と今後の支援については、第5次総合計画のKPIの達成状況や2年ごとに実施する市民アンケートの結果で検証を行い、今後の支援については、子ども子育て世帯の声を把握し、市民アンケートでもニーズの高かった「仕事と子育てが両立できる環境整備」や「子育てへの経済的負担軽減」などに取り組んでいきたいと答弁しました。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

小林委員

エラヒ議員の「外国人労働者の就労実態について」で、日本語の指導が必要であるとか、文化背景を理解しながら付き合い方を進めていく、という答弁でしたが、現実としてこのような児童生徒がいるのでしょうか。

学校教育課長

今年6月に、外国籍の子どもが転校してまいりましたが、英語が話せるか分からないということもあり教育委員会で対応したところです。なかなか人員を充てることができない状況でもありましたので、デジタルサービス等を利用させていただいたとこ

ろです。

教 育 長

他にご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終了します。

次に、報告2「教育情報セキュリティポリシーの策定について」を学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

報告2「教育情報セキュリティポリシーの策定について」報告いたします。

資料の「見附市教育情報セキュリティ基本方針（案）」及び「見附市教育情報セキュリティ対策基準（案）」の2つをセットとして、「教育情報セキュリティポリシー」と言います。

令和2年度にGIGAスクール構想に基づく1人1台端末が整備され、見附市内各学校でもオンライン授業など、クラウドサービスの本格活用が進んでいるところです。それに伴い、情報漏洩や不正アクセスなどのリスクから、教育に関する重要な情報を守るため、より強固なセキュリティ体制を構築することが求められています。

しかしながら、見附市では、これまで県のセキュリティ環境下の中で、教育委員会独自の教育情報セキュリティポリシーを定めておらず、総務課が策定している基本方針等に準ずる形をとってきました。

今後、教育委員会及び学校で必要とされるセキュリティ対策は、児童生徒・保護者の個人情報や教育クラウドの活用など、教育現場ならではの特徴を考慮すると、ますます高度化し一層重要度が増していきます。

情報セキュリティの対策を個々の職員の意識に任せるのではなく、組織全体として

統一的なルールを定める必要があると考え、見附市における教育情報セキュリティポリシーを策定することといたしました。

今後検討を加えていくため、配付の資料では一部の掲載としましたが、具体的な対策として、学習者用端末の不適切なウェブページの閲覧防止や不適切なコンテンツの利用の制限、職員等による情報資産の外部持ち出しについて、セキュリティ管理者が記録管理しなければならないことなどを盛り込む予定です。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終了します。

次に、報告3「見附市子育て教育の日について」を学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

報告事項3「見附市子育て教育の日について」ご報告いたします。

毎年11月第3日曜日の「見附市子育て教育の日」を中心に、11月に各学校・園で様々な取組を行っているところですが、今年度も11月16日(日)に実施します。

昨年度は、見附市内各学校の特色ある教育活動及び成果等を広くお伝えしていこうと、1週間インターネット上のサイトで動画配信したものの、残念ながら視聴率が伸び悩みました。そこで、今年度の大きな変更点として、各校の動画1本あたり3分以内を原則として、11月1日から1か月間の視聴期間を設け、より多くの方から視聴いただくようにしたところです。

また、昨年度は午前中だけのオープンスクールだったため、小学校と中学校に子どもが在籍している場合「いずれかの学校しか見に行けない」といったご意見をいただ

きました。そのため、今年度は、全ての学校が1日のオープンスクール、そして各中学校区では公開授業の時間を調整してもらうこととしました。小・中学校の交流も視野に入れて調整している学校もあると伺っています。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

武田委員

動画を3分以内にした理由は何でしょうか。

学校教育課長

動画視聴は、長い時間になればなるほど飽きて見なくなってしまう、という傾向があることが昨年度の実績から分かりました。特に視聴時間の履歴では、3分以内で視聴を止めてしまうという例が多かったようです。このため、伝えたいことを3分でまとめるということを目指したところです。ただし、学校によっては多くのことを伝えたいという場合もあると思いますので、その場合は3分以内の動画を3本並べるなどの方法で紹介することも可能としました。

小倉委員

特別な方を除いて、大半はインターネット環境が整備されており、動画配信は今や各家庭で当たり前のように視聴することができるようになったと思います。それでも、内容によっては「大きな画面で視聴したい」という方もいらっしゃると思いますので、例えば公民館やふるさとセンターなどを借りて、期間限定で動画視聴できるようにするなどの機会は考えていますでしょうか。

学校教育課長

昨年度の反省点の中で、同様のコメントが保護者から寄せられたところです。実際に、昨年度は各学校の大画面で視聴する機会を設けたのですが、「文字が小さくて見

えない」「各家庭で視聴すれば良いのではないか」というご意見がありましたので、今年度はそのような対応は考えておりません。ただ、今年度実施してみて、新たなご意見等がありましたら、参考にして来年度検討していきたいと考えております。

齋木委員

子育て教育週間の中の保育参観の部分について、入園希望の方に対しての保育参観なのか、もう少し具体的にお聞かせください。

教 育 長

保育参観は、「子育て教育週間」の中で実施していた取組です。小学校中学校でいうところのいわゆる「学習参観」と同様の取組で、どのような保育が行われているのかなど、期間を限定した中で自由に来ていただき、ご覧いただくことになっています。新しく就園したいという方につきましては、また個別に日程が組まれますので、その中で行われることになります。

教 育 長

他にご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終了します。

次に、報告4「学ぼうラボ in プレイラボみつけ」をこども課長より報告願います。

こども課長

報告4「学ぼうラボ in プレイラボみつけ」について報告いたします。

9月25日(木)、午後6時15分より「プレイラボみつけ」にて、小学校4年生から6年生を対象に「学ぼうラボ in プレイラボみつけ」を開催しました。定員20名として募集し、申込者12名、当日参加者10名、保護者4名、きょうだい参加3名(未就学児)でした。

この度の「放課後に勉強をみてる場所」「食堂のあるプレイラボ」という取組は、子どもたちや保護者からの「あったらいいな」の声から始まりました。「プレイラボみつけ」は、遊びと学びの場というコンセプトで令和5年7月にスタートしましたが、遊び場の要素が今まで大きく、学びの場という要素は、子どもたちにはあまり認知されていないのが現状となっています。

今回は、子どもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育む「家庭、学校以外での安心できる居場所」の機能を拡大することを目的に取組を検討し、宿題や自学など各自がやりたい学習を行う学びの場として体験して頂きました。

また、「食堂のあるプレイラボ」という、子どもたちや保護者からの「あったらいいな」の声は、「みつけふれあい食堂」からお弁当の提供をしていただき参加者の皆さんで楽しくおいしくいただくことができました。実施については、教員OB3名と新潟県立大学の学生2名からご協力を頂き実施しました。

今回の試行実施を振り返り、次年度の事業化について検討してまいります。また、当日のアンケート結果から、概ね好評だったと考えています。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

武田委員

定員20名というのは、とりあえず「お試し」ということで実施されたと思いますが、実際の定員はどれくらいまで可能でしょうか。

こども課長

今回はごはんタイムもあり、子ども食堂からの弁当提供の可能な数や、教員OB3名の学習支援の可能な数を考慮して、定員を20名にしたところです。現状ですと、

20名が対応できる最大数だと考えています。また来年度の定員については、検討していく必要があると考えています。

武田委員

夕食が付くので20名が限界ということでしょうか。スペース的にはもっと対応は可能でしょうか。夕食が付くことは嬉しいことだと思います。

こども課長

広いスペースになっていますので、もう少し定員を増やしても良いかとは思われますが、指導者の関係も関わってきますので、その辺も踏まえて検討したいと思います。

小倉委員

アンケート結果では、「勉強ができて、ご飯が食べれて良い」ということが読み取れますが、成績が上がればさらに良いと思います。

昨今、塾に通う子どもが減少傾向にあると聞いています。近隣市町村でも、人口の多い市に行かないと塾が無く、出雲崎町では無料塾を実施しており、子どもたちが楽しそうに学習している様子がテレビで紹介されていました。

学習塾に行くのは大変だけれども、家で宿題をやるのが難しいので、そのような場所で勉強したいという子どもはいると思います。今後、そのような場としての展開などは視野に入れていきますでしょうか。

こども課長

指導者の問題もありなかなか難しい問題ではあると思いますが、色々な方法が考えられると思いますので、その辺も含めて今後検討していきたいと思います。

教 育 長

現在、部活動の地域展開ということで、市としては放課後活動をいかに充実させるか、というところがスタートであると理解しています。子どもたち全員が必ずしもスポーツ活動をしなければならないとは思っていません。小学生中学生含め、いかに自

分で自分の放課後の時間を作り上げていくか、ということをお大事にして欲しいと思っています。その中のひとつに、小倉委員のご指摘のような場があり、その場を作ることができる素敵な取組になってくると思っています。大きな全体の取組の中で、考えていくことも必要だと思います。

齋木委員

とても良い取組だと思います。放課後の取組への広がりを考えるうえで、スマホやタブレット端末の使用ルールを、保護者も含めて最初から共通事項として決めてあると、今後が続いていくと思います。言わなくても良いことかも知れませんが、あえて言うことで、再認識すると思います。

学校教育課長

セキュリティポリシーの問題もあると思いますが、スマホなどを子どもに持たせるのは保護者になりますので、「保護者がしっかり責任を持ってください」ということはお伝えしたいと思っています。ただし、学校でのタブレット端末の持ち帰りということになりますので、タブレット端末を利用した「プレイラボ」での活動ということになりますと、学校でもしっかり指導していく必要があると認識しています。

保護者に対しては、保護者への指導ではなく一緒にやってみましょう、という形で声をかけていきたいと思っています。子どもたちだけでなく、保護者の協力無くしては、子どもたちのマナーやモラルが学べないかと思っていますので、齋木委員のご指摘のとおり、保護者と一緒になって取り組んでいきたいと考えています。

教 育 長

他にご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、以上で報告事項を終了します。

教 育 長

それでは、日程第3、議件に移ります。

審議に入ります。

議第45号「専決処分について（学校医の委嘱について）」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第45号「専決処分について」説明します。

専決第14号「見附市学校医の委嘱について」令和7年8月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

見附第二小学校と葛巻小学校2校の学校医として、村上まゆみさんを令和7年8月1日から10月31日まで期間を定めて委嘱するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

小林委員

委嘱期間が短いと思いますが理由はありますか。

学校教育課長

委嘱していた学校医が体調を崩され、この期間お休みされますので、医師会からの推薦で村上先生が代行することになったものです。

教 育 長

他に質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第46号「見附市延長保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第46号「見附市延長保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明いたします。

最初に一部改正の理由でございますが、要綱中、補助対象事業、補助金の額の算定方法及び交付の条件について既定している国の通知が廃止され、新たに通知が発出されたため、要綱の一部改正をするものでございます。

条文について説明します。

第2条中「延長保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第10号）の別紙」を「延長保育事業実施要綱（令和6年4月1日こ成保第225号通知の別紙）」に改め、第3条中「平成28年度子ども・子育て支援交付金交付要綱」（平成28年7月20日府子本第474号）」を「子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和5年9月7日こ成事第481号通知の別紙）」に改めます。

附則において、この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の見附市延長保育事業補助金交付要綱の規定は、令和5年9月7日から適用する。ただし、第2条の改正規定は、令和6年4月1日から適用するものであります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第47号「見附市放課後児童クラブ利用料負担軽減事業補助金交付要領の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第47号「見附市放課後児童クラブ利用料負担軽減事業補助金交付要領の制定について」説明します。

制定の理由ですが、令和7年度に創設された、新潟県放課後児童クラブ等支援交付金を活用し、放課後児童クラブの利用料負担を軽減することで、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、実施する本事業について、8月の教育委員会定例会でご説明させていただきましたが、市議会9月定例会で承認されましたので、事業実施のため要領を制定するものです。

主な条文を説明します。第1条で本要領の趣旨を定め、第2条で補助金の交付対象

者を定めています。第3条で補助対象事業について、第4条で補助対象経費について、第5条で補助金の額について、第6条で交付申請について、第7条で交付の決定、第8条から第11条で、変更の申請、実績報告、額の確定、交付決定の取り消し等について、第12条はその他として、この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるとするものであります。

附則におきまして、この要領は、令和7年11月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

以上で、本日提出された議題の審議は、全て終了しました。

これにて、令和7年第5回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

小倉 美砂子

